

新 法律トラブルを 斬る

回答
片岡昌樹
弁護士



Q 私は、10年以上前に消費者金融から20万円借り、その後現在に至るまで借りたり返したりを繰り返しています。ここ数年間は返す一方なのですが、借金がほとんど減りません。消費者金融からの借金を少しでも減らす方法はないのでしょうか。

A まず、あなたの借り入れの金利を確認してみてください。年利29・2%かそれに近い金利ではないでしょうか。

利息制限法という法律で決まっている利息は、年利15~20%であり、これ以上の利息が設定されている場合でも、決められた利息を超えた部分は無効とされています。一方、貸金業法という別の法律では、年利29・2%までは有効になる場合があるとされています。これら2つの法律に定められています。この法律の差が「グレーゾーン金利」といわれ、消費者金融（いわゆる消費者金融業者やクレジット会社

のキャッシング）の多くはこのグレーゾーン金利で利息を設定しています。しかし、裁判所の判断の積み重ねなどにより、ほんどの場合グレーゾーン金利は無効とされ、利息制限法の定める利息を超えて払った部分は、元本に組み入れて計算することが可能となりました。その結果、消費者金融に利息として支払った金額の一部を元本に組み入れていくことができ、借金が減らせることがあります。そして、支払いが長期間になっ

た場合は、元本がゼロになって以降も支払いをしていました（消費者金融がお金を取り過ぎていたことになります）。あなたが消費者金融に対してお金を返してもらうよう請求することができます。このように、消費者金融が取りすぎていたお金のことを「過払い金」といいます。そもそも過払い金が発生しているかや、どれくらいの過払い金が発生しているかはケース・バイ・ケースですが、数百万円単位で過払い金を返してもらえることもあります。

また、すでに完済した（借金を返し終わった）ケースでも、多くの場合過払い金の返還を請求することができます。

あなたは10年以上取引を続けていたようですから、借金が減るだけでなく、過払い金が発生している可能性が高いと思われます。弁護士などの専門家に早めに相談に行かれることをお勧めします。

||おわり||



◇ 島根県弁護士会法律相談センター、電話0852(21)3450、予約受付時間は平日9~12時、13~17時